

カーボン・オフセット認証制度実施規則 新旧対応表

新 (改1)	旧
<p>第1章 総則 (認証基準等)</p> <p>第4条 第1項 略</p> <p>2 本認証制度実施にあたっての制度文書は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) カーボン・オフセット認証制度ラベル・名称使用等規程</p> <p>(4) 略</p> <p>(制度実施規則)</p> <p>第5条 本認証制度における制度実施体制は、以下のとおりとし、次の各号に掲げる委員会を設置し、認証センターの諮問機関とする。 <u>なお、各委員会の下に小委員会を設置することができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第2章 カーボン・オフセット案件の認証 (案件の差し戻し)</p> <p>第18条 認証委員会は、前条第1項における本審査の結果、認証基準に適合していないと判断した案件又は一の申請書が同一性条件を満たさない複数の案件から構成されていると判断した案件を制度参加者に差し戻す。<u>(以下「差し戻し」という。)</u></p> <p>2 前項に基づく差し戻しを受けた制度参加者は、申請内容を修正の上、再審査を含めて2回までは、認証委員会に対して修正申請を行うことができる。<u>(以下「修正申請」という。)</u> ただし、軽微な修正により認証委員会の定め</p>	<p>第1章 総則 (認証基準等)</p> <p>第4条 第1項 略</p> <p>2 本認証制度実施にあたっての制度文書は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) カーボン・オフセット認証制度ラベル・名称使用規程</p> <p>(4) 略</p> <p>(制度実施規則)</p> <p>第5条 本認証制度における制度実施体制は、以下のとおりとし、次の各号に掲げる委員会を設置し、認証センターの諮問機関とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第2章 カーボン・オフセット案件の認証 (案件の差し戻し)</p> <p>第18条 認証委員会は、前条第1項における本審査の結果、認証基準に適合していないと判断した案件又は一の申請書が同一性条件を満たさない複数の案件から構成されていると判断した案件を制度参加者に差し戻す。</p> <p>2 前項に基づく差し戻しを受けた制度参加者は、申請内容を修正の上、再審査を含めて2回までは、認証委員会に対して修正申請を行うことができる。ただし、軽微な修正により認証委員会の定めた期間内に認証基準に適合す</p>

新 (改1)	旧
<p>た期間内に認証基準に適合するものと認証委員会が判断した場合は、<u>認証委員会は、当該条件が成就することを条件とした認証を与えることができる。(以下「条件付き認証」という。)</u></p>	<p>るものと認証委員会が判断した場合は、<u>認証委員会による再審査を経ることなく、認証センターの判断に基づき認証を与えることができる。</u></p>
<p>(認証に伴う結果と発生する権利)</p> <p>第 19 条 第 1 項 略</p> <p>2 認証取得者は、別に定める約款及び別に定める文書を遵守することを条件に、<u>認証範囲内において認証を取得した事実を公表し、かつカーボン・オフセットラベルを使用することができる。</u></p>	<p>(認証に伴う結果と発生する権利)</p> <p>第 19 条 第 1 項 略</p> <p>2 認証取得者は、別に定める約款及び別に定める文書を遵守することを条件に、<u>認証範囲内においてカーボン・オフセットラベルを使用することができる。</u></p>
<p>(認証の取消)</p> <p>第 25 条 認証センターは、認証取得者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>認証取得者に対する何らの通知・催告等を要することなく、認証取得者のすべての認証を取消し、必要な是正措置をとることができる。</u></p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p><u>(7) 当認証制度に基づいて認証を受けた事実</u> <u>に反して、広告媒体等を用いて虚偽の認証情報を提供したとき</u></p> <p><u>(8) 不適切な販売方法等により消費者の信頼を失うなどカーボン・オフセットラベルの信用を傷つけたとき</u></p> <p><u>(9) 裁判所に対する会社更生、破産、民事再生等の申立を受け、又は、自らその申立をなしたとき</u></p> <p><u>(10) 手形の不渡処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき</u></p> <p><u>(11) 環境関連法規、消費者関連法規その他法</u></p>	<p>(認証の取消)</p> <p>第 25 条 認証センターは、認証取得者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>認証取得者に対する何らの通知・催告等を要することなく、認証取得者のすべての認証を取消し、必要な是正措置をとることができる。</u></p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p><u>(7) 不適切な販売方法等により消費者の信頼を失うなどカーボン・オフセットラベルの信用を傷つけたとき</u></p> <p><u>(8) 裁判所に対する会社更生、破産、民事再生等の申立がなされ、又は、自らその申立をなしたとき</u></p> <p><u>(9) 手形の不渡処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき</u></p> <p><u>(10) 環境関連法規、消費者関連法規その他法令に違反し、又は、これらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき</u></p> <p><u>(11) 「事前認証・事後確認型」の認証を受け</u></p>

新 (改1)	旧
<p>令に違反し、又は、これらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき</p> <p><u>(12)</u> 「事前認証・事後確認型」の認証を受けた認証取得者が、前条第 7 項に基づく事後確認において認証センター又はその委託先に対して虚偽の情報を報告したとき又は報告を行わなかったとき</p> <p><u>(13)</u> 「事前認証・事後確認型」の認証を受けた認証取得者が、前条第 6 項に規定する未定事項が確定したにもかかわらず、合理的な期間内に、前条第 6 項に基づき排出量クレジットの無効化を行わなかったとき</p> <p><u>(14)</u> 「事前認証・事後確認型」の認証を受けた認証取得者が、認証センター又はその委託先による事後確認状況の定期的な確認を拒むとき</p> <p><u>(15)</u> 前各号に準ずる事由の発生したとき</p> <p>(報告義務) 第 26 条 第 1 項 略</p> <p>2 認証取得者は、認証センターに対し、申請時には認証された商品等に係る売上高の計画を、<u>認証センターが指定する所定の時期及び使用期間終了時には認証された商品等に係る出荷状況及び売上高実績額の報告等を行わなければならない。</u></p> <p>3 認証センターの報告要求に従わず、認証取得者による<u>出荷状況・売上高実績報告がない場合、又は前項の使用料の計算の根拠となった売上高が虚偽のものであったと合理的に判断できる場合には、当該認証取得者の関与するすべての案件の認証を取消すとともに、認証センターは当該認証取得者に対し、悪質性</u></p>	<p>た認証取得者が、前条第 7 項に基づく事後確認において認証センター又はその委託先に対して虚偽の情報を報告したとき又は報告を行わなかったとき</p> <p><u>(12)</u> 「事前認証・事後確認型」の認証を受けた認証取得者が、前条第 6 項に規定する未定事項が確定したにもかかわらず、合理的な期間内に、前条第 6 項に基づき排出量クレジットの無効化を行わなかったとき</p> <p><u>(13)</u> 「事前認証・事後確認型」の認証を受けた認証取得者が、認証センター又はその委託先による事後確認状況の定期的な確認を拒むとき</p> <p><u>(14)</u> 前各号に準ずる事由の発生したとき</p> <p>(報告義務) 第 26 条 第 1 項 略</p> <p>2 認証取得者は、認証センターに対し、申請時には認証された商品等に係る売上高の計画を、使用期間終了時には認証された商品等に係る売上高実績額の報告等を行わなければならない。</p> <p>3 認証センターの報告要求に従わず、認証取得者による売上高実績報告がない場合、前項の使用料の計算の根拠となった売上高が虚偽のものであったと合理的に判断できる場合には、当該認証取得者の関与するすべての案件の認証を取消すとともに、認証センターは当該認証取得者に対し、悪質性の程度に応じて、</p>

新 (改1)	旧
<p>の程度に応じて、調査費、人件費、交通費、宿泊費並びに当該事象により発生した認証センターの直接的・間接的な被害に相当する精算金の支払を請求することができる。</p>	<p>調査費、人件費、交通費、宿泊費並びに当該事象により発生した認証センターの直接的・間接的な損害に相当する精算金の支払を請求することができる。</p>
<p>付属書 B：認証等使用料算定方法</p> <p><u>認証等の権利の行使に係る使用料（以下「認証等使用料」という。）を算定するにあたっての支払い及び売上高の取扱について次のように定める。</u></p> <p>(概算払い)</p> <p>1. 制度参加者は、<u>売上高実績に基づく認証等使用料については、申請時に商品等に係る売上高計画額に基づいて概算額を支払うものとする。</u></p> <p>(売上高報告)</p> <p>2. <u>認証取得者は、認証センターに対し第 26 条第 2 項に基づき売上高実績額を有効期間満了後 2 ヶ月以内に報告した上で実績に基づく認証等使用料を算定する。認証センターは、第 1 項に基づく概算額と実績に基づく認証等使用料の差異を精算するものとする。なお、認証取得者が更新する場合には、更新時使用料支払いの際に精算するものとする。</u></p>	<p>付属書 B：認証等使用料算定方法</p> <p><u>認証等使用料算定にあたっての売上高の取扱について次のように定める。</u></p> <p>(概算払い)</p> <p>1. 制度参加者は、申請時に商品等に係る売上高計画額に基づいて概算額を支払うものとする。</p> <p>(売上高報告)</p> <p>2. 制度参加者は、<u>認証等使用期間終了後 2 ヶ月以内に売上高実績額を報告の上で実績使用料を算定し、計画額に基づく概算使用料と実績使用料の差異を更新時使用料請求への加減算により精算するものとする。制度参加者が更新しない場合には、過不足額を精算するものとする。</u></p>
<p>付属書 C：<u>モデル事業の取り扱い（環境省が指定した手数料）</u></p> <p>1. <u>環境省のモデル事業として採択された取組が、本認証制度における案件として第 15 条の申請を行う場合には、第 15 条第 1 項に基</u></p>	<p>(新設)</p>

新 (改1)	旧
<p><u>づく手数料のうち、環境省が指定した部分の支払いについては、審査結果確定後に支払うものとする。</u></p> <p><u>附則（平成 21 年 9 月 2 日運営委員会の決議による付属書 C の取り扱い）</u></p> <p><u>この規定は、平成 21 年 9 月 2 日後に開催される認証委員会の審査対象案件について、適用する。</u></p>	